

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案 及び 高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令案 の整備について

I. 背景

- 国土交通省では、4車線で整備を行う高速自動車国道の一部について、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成する、いわゆる「暫定2車線」方式を活用して、高速自動車国道のネットワークの形成を進めてきました。
- しかし、このような暫定2車線区間については、①対面交通の安全性や走行性、②大規模災害時の対応、③積雪時の狭隘な走行空間等といった点において課題を有していることから、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申（平成27年7月30日）においても、暫定区間の車線数の増加にあたっては、「透明性を確保しつつ、機動的に対応することが必要である」と指摘されているところです。
- この中間答申を踏まえ、暫定2車線区間の4車線化等について、第三者委員会での議論等の透明性の確保策を前提としつつ、交通量の増大等を勘案して機動的に対応することが可能となるよう、高速自動車国道の整備計画の変更等に係る手続の見直しを検討することとします。

II. 改正の概要

1. 政令案関係

国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を定め、変更しようとするときに国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない事項から、①区間ごとの車線数（国土交通省令で定める高速自動車交通網に及ぼす影響が軽微なもの）、②工事に要する費用の概算額（国土交通省令で定める一定のもの）を除くこととする。

〔高速自動車国道法施行令第2条第4項関係〕

2. 省令案関係

1. により国土交通省令に委任されるものについて、暫定2車線区間の4車線化に伴う「区間ごとの車線数」及び「工事に要する費用の概算額」の変更等を定めることとする。

〔新規〕

III. スケジュール（予定）

公布・施行 10月上旬